

第4章 推進体制

1 庁内における推進体制

県の人権関連施策を総合的かつ効果的に推進するために、「滋賀県人権施策推進本部」を活用し、関係部局相互の一層の連携・協力を図るとともに、各部局では、この計画の趣旨を十分踏まえ、諸施策を実施します。

また、県行政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政が推進されるよう、「人権尊重の視点からの施策点検マニュアル」に基づき、県の施策の点検・見直しを行います。

2 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修

人権に関わりの深い特定の職業に従事する人は、常に人権意識の高揚に努め、その職務にあたる必要があります。

そのため、次の職業に従事する人を対象に、人権について重点的に研修を行うとともに、自己啓発を促します。また、それぞれの職場で行われる研修が充実したものになるよう指導・助言を行うとともに、必要な資材や情報の提供等の支援を行います。

(1) 公務員

行政の仕事は県民一人ひとりの生活に密接に関わっています。このことは、公務員一人ひとりが県民の人権に深く関わり、大きな影響力を持っていることを意味しています。

このため、県職員の人権意識の一層の高揚を図るため、職場や研修機関における研修の充実に努めるとともに、各職場で人権研修のリーダーとなる人材の育成に努めます。また、地域で行われる集会や学習会などへの積極的な参加を呼び掛けるなど、自己啓発を促します。

さらに、職員が研修などで培った人権についての理解や認識を、地域や家庭での具体的な行動として示していくよう啓発を行います。

(2) 学校教育関係者

教職員等学校教育関係者については、子ども一人ひとりの実態や発達段階に即した指導ができるよう、自ら進んで研修に努め、人権についての理解や認識を深め、人権に係る課題の解決に必要な技能や態度を身につける必要があります。

このため、経験年数、職階や職務に応じた研修を行い、人権について専門的な知識や技能の向上を図ります。さらに、市町等における各種研修会等への参加や各学校における自主的な研修を促進します。

また、大学等に対しても人権に関する情報提供等に努めます。

(3) 社会教育関係者

地域社会における人権教育・啓発の指導的役割を担う立場にある社会教育主事や公民館職員などについては、人権についての理解や認識を深めるとともに、効果的な学習を展開する技能を向上させるため、研修を充実します。

また、生涯学習の推進に重要な役割を担う図書館や博物館など社会教育施設の職員の研修についても支援していきます。

(4) 医療関係者

インフォームド・コンセント[※]の確立、安全で安心な医療の提供等、患者一人ひとりの人権が尊重される医療の実現が望まれています。そのため、病院などの医療施設や、医療関係者養成所、医療関係団体等における患者の人権についての研修等の取組を促進します。

(5) 福祉関係者

福祉施設や福祉関係団体等の職員や民生委員・児童委員等の相談員などの福祉関係者は、子ども、高齢者、障害のある人等の人権の保障に直接的な関わりを持っています。そのため、職務や経験年数等に応じて、人権研修の機会を提供するとともに、主体的な人権研修等の取組を促進します。

(6) 消防職員

消防職員は、県民の命や身体の安全等を守ることを職務としていることから、個人のプライバシーや人権に配慮することが求められています。そのため、消防学校における人権研修の充実を図ります。

(7) 警察職員

警察職員は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという責務を負託されていることから、一般住民をはじめ、犯罪の被害者・被疑者・被留置者等、すべての人の人権に深く関わっています。警察職員が、あらゆる場面で人権を尊重した活動を徹底するため、警察学校および職場において「職務倫理の基本」に基づく人権意識の涵養を図るための教養訓練の充実に努めます。

(8) マスメディア関係者

マスメディアは人々の価値判断や意識形成に大きな影響力を持っており、県民の人権意識の高揚にも重要な役割を担っています。また、個人の名誉やプライバシー等に配慮した人権尊重の視点に立った報道や取材のあり方が求められています。そのため、マスメディア関係者の人権に関する自主的・積極的な取組が進められるよう、情報提供等に努めます。

3. 国、市町、企業、民間団体等との連携

人権施策は、国、市町においても実施されており、県の人権施策をより効果的に実施するためには、これらの行政機関との緊密な連携や相互の協力が必要です。

また、人権尊重の社会づくりには、企業や事業所、自治会・NPO[※]などの民間団体等による自主的・主体的な活動、さらには県民一人ひとりの行動が不可欠です。

これら様々な主体の取組が効率的・効果的なものとなるよう、一層の連携に努めます。

また、情報・学習機会の提供や、啓発資材の貸出し等の支援を行い、人材の養成にも努めます。

さらに、滋賀の未来を担う子どもや若者に対しては、積極的な働きかけや支援を行うなど連携を強化します。